

会 議 録

会議の名称	平成27年度第1回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成27年5月15日(金)午後3時～5時15分				
開催場所	東村山市地域福祉センター 1階 地域福祉活動室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (定例会委員) 江崎安幸、小林冬子、村瀬崇、秋元厚彦、高橋節夫、高橋千恵子、高澤律子、松本恭子、芦崎康彦、飯島一憲、田宮良、長島文夫、千葉道子 (市) 花田障害支援課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、加藤支援第1係長、西尾支援第2係長、白鳥主事</p> <p>●欠席者：なし</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1. 開会 2. 委嘱状交付及び自己紹介 3. 協議(報告)事項 (1) 定例会及び専門部会委員の就退任の報告について (2) 東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定めの改正について (3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について (4) 講演会・研修会の実施に関する意見交換について (5) 専門部会の活動内容の報告について (6) その他 3. 情報交換 4. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課 担当者名 小倉 電話番号 042-393-5111 (内線3166) ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
1. 開会 ○委員出席数が過半数を超えているため、会議が成立。欠席委員はなし。					
2. 委嘱状交付 ○障害支援課長よりB委員に委嘱状を交付。 ○会長 それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思います。ご異議ありませんか。 <div style="text-align: center;">(発言する者なし)</div> ○会長 異議なしと認めます。それでは、傍聴申請があればこれを許可します。本日の会					

議の内容ですが、お手元に配布してあります次第のとおりです。よろしくお願いいたします。

委員さんの交代もあり、本年度第1回目の会議でもあることから、委員の皆さんの自己紹介をお願いしたいと思います。

○委員自己紹介

○事務局自己紹介

○会長

新しい体制でのスタートとなります。今年度もよろしくお願いいたします。次に進みます。

3. 協議（報告）事項

（1）定例会及び専門部会委員の就退任の報告について・・・【資料1】

○会長

次第の3、協議（報告）事項です。（1）定例会及び専門部会委員の就退任の報告についてを議題といたします。事務局から報告をお願いいたします。

○事務局A

資料1に基づき報告を行う。

○会長

事務局からの報告が終わりました。次に進みます。

（2）東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定めの改正について・・・【資料2】

○会長

協議（報告）事項の（2）東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定めの改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局A

資料2に基づき説明を行う。

○会長

事務局からの説明が終わりました。何かご意見等ありますか。
(発言する者なし)

○会長

今後、相談支援部会の委員数は、15名以上になる可能性はありますか。

○事務局B

この定めを平成26年第1回定例会にて協議いただいた当時、指定特定相談支援事業所が当時は5ヶ所であり、そのほか2、3の法人さんが開設を考えているという回答があったことから、定員を10名とした経緯があります。お陰様で市内の事業所が増え、来月にも1ヶ所増える見込みもあり、15名という提案です。

○会長

ほかにならないようでしたら、東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定めの改正については、このとおり決定したいと思います。このことに、ご異議ありませんか。

(発言する者なし)

○会長

異議なしと認めます。東村山市障害者自立支援協議会の専門部会等の運営に関する定めの改正は、以上のとおり決定いたしました。次に進みます。

(3) 東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有について

・・・【資料3、資料4、資料5】

○会長

本年度の当協議会の活動テーマである、協議（報告）事項の（3）東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局A

資料3、資料4、資料5に基づき説明を行う。

○会長

事務局からの説明が終わりました。前回の会議で、市内の施設や各ネットワークの状況等を知りたいと意見があったことから、事務局が用意しました。これらの資料を基に、当市における障害福祉について、ご意見をいただきたいと思えます。

○A委員

参考として配布のありました「市報ひがしむらやま（平成25年12月1日号4面）」が作成された平成25年度はこのとおりですが、21番の福祉事業センターの営業時間は、平成26年度から9時30分から16時30分までへ変更しましたので、ご注意ください。

○会長

営業時間が1時間程度短くなったようですが、障害程度が重くなった方が増えたからなのでしょうか。

○A委員

それもありますが、職員の作業準備等に時間がかかるようになったため、時間を短縮しました。その代わりに、工賃の時給単価を上げさせていただきました。

○会長

他にご意見ございませんか。

○B委員

資料3の1枚目にある東村山の人口1万人あたりの数値を見ますと、これは区部とかに比べるとかなり数値的には高いと思えますが、この理由は何でしょうか。

○事務局B

資料3にあります日中活動系サービスは、6つのサービスに区分けされます。その中で、「就労継続B」とありますが、これがいわゆる作業所に該当します。当市は古くから小規模の作業所が多いと言われた地域でした。市部では八王子市と町田市に次ぐ定員数を確保しているという意味では、当市の日中活動系サービスの中での特色と捉えているところです。

一方で、自立訓練の事業所は当市にありません。市単位で見れば、機能のバラつきが実際に生じている状況があります。現在の制度上、施設利用にあたっては、利用者は施設所在地の市民に限られることはありませんので、他市からの利用者もいるという状況です。当市の人口1万人あたりの数値は、先ほどの就労継続支援B型の施設数が数値を高めている要因の1つと見ています。区部は土地建物等の関係もあり、場所の確保や家賃の問題でなかなか進まないことを、区部の担当者からお聞きするところです。

○B委員

ありがとうございました。

○C委員

私の知る限りでは、肢体不自由の方の親の会と、知的障害の方の親の会の活動が非常に活発な地域でした。親の会では、作業所を設置することによりかなり前向きに活動しました。昭和30年代から設置しているため、建物が老朽化してきています。近隣市では、新しい作業所が設置されるのですが、そういう意味で、市内の作業所は、数はあるけれども、果たしてこれで良いのかという境目にきている状況が、現状だと私は思っています。知的障害のある方の親の会の会員は、これまでの経緯がある程度、先輩達から伺っていますし、作業所の数は多いけれども、現実はこちらでOKではないと思っています。次のレベル、新しい企画に則った動きを先輩達は、そこまで考えていないですから、それを動かせるパワーを持っている若い方は、今はあまりいません。昔の方達が一生懸命作った就労継続支援B型の事業所を基に、発展させて就労移行支援や生活訓練に関する事業所を作ろうという動きは、ほとんどないのが現状だと思います。

○B委員

近くに施設がないため、他市から転入されてきたという話をご本人から聞いたことがあります。

○会長

この話は興味があるかと思います。施設の設置については、東村山のスタートは非常に早いと思います。肢体不自由のある方の通所施設のスタートは旧社会福祉協議会の2階でしたし、知的障害のある方の通所施設もスタートしました。そういう意味では、先進的なことをやっていたと考えていただければ良いと思います。その当時の建物等が老朽化していることは確かなことだと思います。建物の老朽化について、市は何か対応されているのですか。

○市A

作業所の制度は、平成24年を境にいわゆる法内化が進み、制度全般が変わっていく中で、施設が少ない自治体では、自治体が建物等を用意して複合型の施設を設置したことが報道されることがありますが、東村山にそのような報道がなかなかない理由は、皆さんからお話があったように、古くから事業を実施していることが理由の一つだと思います。市内各地に点在しながら、地域の実情に応じて事業を行っていたというところでは、他市と比べたら状況が違うと思います。また、家賃相当分の補助が昔はありましたが、現在の給付費制度ではありません。また場所等については、いろいろな経過を経ながら、市の建物を無償で借りながら施設を運営しているところが今でもいくつか残ってはいます。

以前の補助金制度ですと、補助基準日の通所者数で補助金額が決まり、年間の運営費として年度当初に支払っていましたが、やりくりをして補助金に余りが生じた場合、その金銭を返還する義務があり、次年度に繰り越すはできませんでしたので、いわゆる内部留保を確保することができませんでした。現在の給付費制度は、事業所さんの努力によって生じる分を貯めることができるようになったと思います。現在でも、建物の貸与等についての要望はありますが、給付費制度に移行したこともあり、各法人さんに対する家賃補助等の支援は行っていない状況です。

○会長

今、内部留保の話がありました。国は社会福祉法人が利益を多く貯め込んでいるところに注目している話も出ているようですが、法人としてみれば、今後施設の運営に関してどうなるかという危惧があり、内部留保をしていच्छるのではないかと思います。

資料3の日の出町が突出して多い理由としては、昔から重度の身体障害の方を対

象とした法人が、色々な事業を現在進めていて、日の出町以外の地域からも利用者さんがいます。これは法人の努力と言いますか、それでここまで増えてきている現状があります。他にご意見ありますか。

○D委員

資料を見て、市内にこういった作業所の存在が把握でき、今後の参考になります。資料には、定員数がそれぞれ書かれているのですが、実際の空き状況を教えていただけると今後のことに繋がると思います。

○事務局C

平成27年4月1日現在の空き状況ですが、生活介護はほとんど空きがなく、就労移行支援は空きがある状況です。就労継続支援B型は、定員に空きのある事業所も数カ所ありますが、障害特性により、週5日の通所できないため、週3日間通所して残りの2日は違う方を受け入れており、逆に定員数の2倍位の方を利用者登録している事業所もあると施設長から聞いています。就労継続支援A型は、事業所から新規募集はしていないと聞いています。

○会長

就労移行支援の空きについては、決められた期間の中で訓練を受け、利用者さんが就職して卒業していくことも影響しているのかもしれない。

○E委員

資料4に、訪問介護の事業所と連絡先も追加すると指定特定相談支援事業所にも使い勝手が良いと思います。市内の訪問介護事業所だけでは、介護需要をカバーしきれていない状況があり、他市の訪問介護事業所を利用する方もいますので、訪問介護事業所の空き状況という情報があれば教えていただけたらと思います。

○会長

今のご意見として、訪問介護事業所と連絡先を載せた資料があると、使い勝手としては良いのではないかというお話でしたが、事務局どうですか。

○事務局A

市内の訪問介護事業所の情報については、次回までに準備します。

○D委員

訪問介護を利用されている方で、市外の訪問介護事業所を使われている方がいるかと思いますが、市外事業所の利用状況が把握できる資料をお願いするのは難しいですか。

○会長

市外というところの程度の範囲というイメージですか。

○D委員

市内ではなく、市外の訪問介護事業所を利用している方がいます。受給者証に契約内容が記載されていると思うので、そういったことがわかる範囲です。

○事務局C

訪問介護事業所の空き状況についてですが、以前、移動支援のヘルパー数を把握するため事業所に問い合わせたところ、お答えはしていないと断られた経過があり、相手の事業所もあることですので難しいところがあります。

○会長

空き状況については、把握をしたい方が電話を直接かけて把握をお願いします。

○事務局B

皆さんが普段の実務で使われるものと思わずに資料を準備しました。使われるということでしたら、皆さんが仕事をするうえで、この部分を追加して欲しいという

ところがあれば、できる範囲で準備をしたいと思います。

○F委員

FAX番号とメールアドレスがあれば、実務にも活用し易くなると思います。

○事務局D

各法人の担当者のメールアドレス等は、市で一部把握していますが、公にしてよい情報なのか、確認が必要です。都のホームページで事業所情報を検索できますが、掲載されていない事業所も多く見受けられます。

○C委員

この協議会は、それぞれの自分の事業所で必要な情報をもろうための会議ではないはずです。そういう意味で、必要以上の労力を事務局に頼む必要はないと思います。ここでは、市全体の動きを理解するための情報が入れば良いと思います。市全体として今何が必要かというのが、協議会の持っているニーズですから、ちょっと違うように思います。

○F委員

地域の障害の分野に関わるようになって、一番思ったのが、何か検索しようとした時に、事業所リストであっても、その情報に行き着き難いと思っています。それで、自立支援協議会の本来の協議をしたりする中身ではないのですが、これまでの議論の中で、そういう情報がある程度整理したりネットワークを整理するということも、一つの役割として必要なのかなと思います。当然、この中だけでの資料ではなく、市民に向けた連絡リストでも良いですし、何か障害者サービスに関する事業所、関係機関のリストがあると良いと思っていたので発言しました。

○C委員

そうすると、東村山市障害者自立支援協議会として、福祉サービスを利用する時の情報提供になるような物が欲しいというテーマになります。当然、事業者も市民ですから、事業者もサービスを利用する方も欲しいデータであるということです。そういう意図でテーマを絞っているのであれば、それに付随する労力、予算としてはやっていただいても良いと思いますが、それが協議会に関係した人だけ情報を貰ったということでは、私はおかしいと思います。

○会長

それでは今出てきた話を一度整理します。この資料を出していただいたのは、基本的に皆さんで共有できるような市内の全ての障害種別の施設情報として、作成したのが、今日の資料です。そして、この資料をどうやって市民に公表していくかということは、今ここでは議題に入っていません。この資料を皆さんが活用する前提で、足りない情報は個別に資料を集めることが大変だという意見もありますことから、事務局にお願いをしたら、インターネットで検索できる範囲だと思います。施設の雰囲気はどうかとかは、ご自身での収集をお願いします。

それともう1つの意見では、この情報をここだけで共有するのではなく、場合によっては、市民に情報を提供する場があっても良いということでした。

○A委員

市のホームページに東村山市障害者自立支援協議会のページがありますので、これをデータとしてリンクするような方法を取り、情報が欲しい方にこのページを見て下さいと周知すると、どうでしょうか。そうすると、東村山市障害者自立支援協議会の動きも紹介できると思います。

○会長

ホームページは良さそうに見えて、実をいうと問題があります。例えば、パソコ

ンを使える環境や操作が困難な場合や、知りたい情報になかなかたどり着けない場合もありますから、市の広報だったら市民全員に配布されます。そういう活用方法が私としては良いと思います。この方法が、情報を知りたい方にとっては良いのかもしれないかもしれません。紙面の都合もあるでしょうから、詳しくはホームページに掲載する対応が良いと思います。

○市A

市報については、当市は全戸配布ですので、全ての世帯に行き渡っているものです。この記事は、障害者の優先調達法が施行される際に企画しました。法律の趣旨は、簡単に言うとそこで働いている方の工賃の向上等を図るものであり、行政のみが作業所に物品を調達するだけではなく、近くにお住まいの方も作業所に立ち寄って、買っていただくことで、工賃の向上につながることを目的に掲載したものです。記事には、障害のある方が楽しそうに写真に出ていますが、家族の方からも好評であり、市報のインパクトは非常にあると実感しています。

○会長

良い取り組み事例だと思います。

○C委員

資料として、窓口に来た人に配っているのですよね。私は当事者の親であり、子どもさんの相談をやっていますが、親御さんで作業所がどこにあるのかわからない方が結構います。ここまで詳しいことが、活動内容が書いてある親切な内容というのは、親御さんはすごく欲しいと思います。あと意外なことに、あそこは作業所だったのとおっしゃる一般の方がいます。例えば、東村山市社会福祉協議会も広報紙を発行していますので、そこにも掲載する等、いろいろな広報の仕方があると思います。一つの方法に限らず、皆さんで共有できるもの、それが一番障害を持っている方が地域で暮らすことにつながっていくと思います。

○会長

後で広報の話が出てきますけれども、広報の一つの形として、皆さんからの意見がありましたので、全て実施できるかわかりませんが、方向性が少しは見えるのではないかと思います。予算の問題がありますが、予算をかけないで何かできる方法もあると思いますので、後で意見をいただければと思います。他にご意見ありますか。

○G委員

日々支援する方達にとって、必要とする情報を、どのように発信すると上手く受け取れるのかによって、サービスを有効に活用できるので、そこを一度検討してみてもどうでしょうか。ホームページや広報紙の案も出ましたし、どういう情報が皆さん足りないと思っているかとか、空き状況は日々更新が必要になって大変だと思うのですが、どういう情報が必要なのかを検討していくのは、どうでしょうか。

○会長

今の意見は、後程その他の議題で扱うので、そこでもう少し意見を出していただければと思います。広報活動については、後で事務局にまとめていただきたいと思います。

○事務局B

自立支援協議会で出される意見に対して、事務局がまとめるのか、市としての考えをまとめるのかで、対応が異なります。市としての考えであれば、自立支援協議会で少し時間をかけて協議していただいた方が、よろしいかと思います。

○G委員

その通りだと思います。それぞれの専門部会が、どういう情報が必要というところを出していただいた上で、またそれを整理していくということで良いと思います。

○会長

ご意見いただきましたが、専門部会に下ろしてというだけではないと思います。市に対してお願いしたいことを定例会で話をすべきこともあると思います。

○事務局B

市と事務局では立場が違います。事務局としては、運営会議にて委員の方々と一緒に考えていくことになります。市としては、市役所全体で考えていくことになりますので、関係所管と連携していかなければならないので、そう簡単に一つの所管で判断するのは困難であると思います。

○A委員

まずは専門部会で協議を行い、定例会を経てまとめたものを市に対して、自立支援協議会としては、こういう意見なので是非やって欲しいという流れでいかなければいけないのかなと思います。

○会長

必要とする情報の収集については、必要に応じて、専門部会に下した方が良いというご意見で共通していると思いますので、専門部会に下すということについてはよろしいですか。

(発言する者なし)

○会長

ご異議なしと認めます。それでは、それ以外の意見について、もう少しご意見をいただきたいと思います。それを整理して、次回にもう少し突っ込んだ話をするという形でよろしいでしょうか。それでは、意見があればご発言ください。

○D委員

市内にこれだけ様々な施設がある中で、就労移行支援以外のサービスに関しては、受け入れに余裕がないことが分かりました。今利用されている方が、年齢が上がっていく中で、引き続き事業所を利用することができても、これから利用したい方については、他市の状況も踏まえながら、この障害者自立支援協議会でも考える必要があるのかなと思っています。訪問介護事業所の情報もおそらく、市民が他市の事業所を使っている場合もあれば、他市の方が当市の事業所を使っている方もあると思うので、今後は市を越えた連携といったことも考えていく必要もあるのかなと感じました。

○C委員

事業所だけではなく、市民のニーズに対応した資料提供や情報提供ということは、市の予算の問題は別にして、必要なことだと思います。

○会長

どんな形でも構わないので、市民への情報提供ということは、やはり考えていただきたいという事ですね。

○C委員

当事者達だけではなく、一般の市民の方も知っている、例えばここに小さな子がいるのは、こういう事なのだとして理解できる、そういう情報の一つでもいいと思うので、出来るだけ幅広く皆さんが目にする機会があれば良いと思います。

○会長

そうことは可能だと思うのですが、どんな形でそれを出すかというやり方だと思います。それを含めて検討をということですか。その他ありますか。

○E委員

指定特定相談支援事業所の方が悩んでいると思うのですが、障害のある方が高齢になられていく際、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する時に制度の違いで戸惑われる利用者がいます。障害福祉サービスでは時間数がある程度利用できても、介護保険サービスになると単位数の関係から、減ってしまうと伺っています。指定特定相談支援事業所としてケアマネージャーとの連携もかなり必要になると思います。そこで、まず1つ目としては、高齢介護課と障害支援課の間で、制度移行になった時にどういう情報交換をしているのか。2つ目として、指定特定相談支援事業所がサービス利用者の制度移行についてどう動けるかというところ、それは今後の課題なのかもしれませんが、相談支援部会でどう話していくのかというところでは。

○会長

基本的には、相談支援部会の中でも、その話題を取りあげて欲しいということですのでよろしいでしょうか。市への質問として、高齢介護課との連携はどうですかということでは。

○市B

1点目の高齢介護課との連携については、基本的には40歳以上65歳未満の方は介護保険第2号被保険者となり、基本的には、高齢介護課で介護認定を受けていただくと、その方の認定された要介護度に応じて、利用できる単位数が決まります。第2号被保険者には、生活保護受給中の方とそうでない方の2通りあります。基本的には、生活保護受給中の方と、そうでない方についても、日々情報提供、情報交換をしております。高齢介護課とは、必要介護度に応じて連携なり情報交換をしているところでは。

2点目のケアマネージャーとの連携については、資料5の6番にあります東村山市障害者総合支援法居宅支援事業者交流会にて、制度周知等を行っています。具体的には、昨年度、市から市内のケアマネージャーに対して、障害福祉サービスとサービス等利用計画の説明会を行いました。ケアマネージャー他約80人程度の参加があったと思います。

○会長

指定特定相談支援事業所と介護保険のケアマネージャーとの連携については、相談支援部会長にご説明をお願いします。

○相談支援部会長

相談支援部会では、まだそこまでの論議には至っていませんが、委員からは、ケアマネージャーと連携を深めていく必要があるという意見が出始めているところです。どういうケースを受け持っているかによって、各事業所とケアマネージャーとの関わり具合に差がありますので、いろいろと学んでいる真最中です。本日は、すごく良い機会になりましたので、積極的に相談支援部会でも議論をして、できれば介護保険のケアマネージャーと、全員が集まるというのは難しいかもしれませんが、今後の連携の在り方について、話をしていきたいと思っています。

○会長

それでは、相談支援部会で話題として取り上げていただければと思います。他にございますか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、ご意見はなしということではよろしいですか。事務局は、必要な資料の

準備をお願いします。

○事務局B

確認ですが、追加資料は訪問介護と、市外の訪問介護事業所を使われている方の状況を準備するということによろしいですか。

○会長

先程ありましたように、インターネットで調べられる範囲でお願いします。

○会長

他にご意見等、ございませんか。

(発言する者なし)

○会長

それでは、東村山市における障害福祉の現状の把握と課題の共有については、以上といたします。今回は、請求のあった資料や今回の資料を基に、更にご協議いただければと思います。資料については、事前送付が可能でしたらお願いします。次に進みます。

(4) 講演会・研修会の実施に関する意見交換について【資料6】

○会長

協議(報告)事項の(4)研修会の実施に関する意見交換ついてを、議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局A

資料6に基づき説明を行う。

○会長

事務局からの説明が終わりました。対象者をまず絞ってから、講演会とするか研修会とするかの判断になると思います。委員の皆さんからご意見等をお願いします。

○H委員

市内の各事業所の支援者が一堂に会して一つの問題に皆で話し合う、お互いの支援技術を交換し合う、皆で同じことを学ぶというのは、福祉関係者の支援力の底上げになると思います。各事業所の支援者が集まって、外部講師の話を聞いているだけよりも、グループワーク形式で、私はこういう考えで、うちの施設だったらこうするよと話ができると、お互いの顔も覚え、話も深まり、今後の困った時の悩みの相談相手にもお互いがなれる関係作りができると思います。

○C委員

市民向けとした場合、障害のある方やその家族は、高齢化や老々介護になることも含めて、どこで暮らすかという住居の問題で困っている状況があり、ニーズとしては一番あるのかなと感じています。

○副会長

非常に迷うところです。本日の資料を見ると、数多くの事業所があり、その事業所で働く職員がこの地域には、たくさんいることを考えると、1年に1回は顔を合わせて、勉強会をしたい気持ちもあります。また、この協議会は障害のある方抜きには語れないところもあるので、その方々に対する何らかの説明を行う場が年に1回あっても良いのかなとも思います。

○A委員

障害者総合支援法は、これまでに内容が多岐に渡って改正されていて、久しぶりに障害分野の業務に戻った際、正直わからないところがあったりします。障害のある方やご家庭に制度理解に関する説明会等を行って、グループワーク等は普段の専

門部会を拡大すればできるのかなと思います。専門部会は平日に開催されているようですので、事業所の職員も参加しやすいのかなと思います。

○会長

職員の資質向上は、福祉施設だけでなく教育現場でも同じような状況にあり、何らかのトラブルが発生した際の主な原因は、制度を親御さんに十分に説明できていないことが多く、職員が制度を理解した上での対応が求められます。

また、委員からお話がありましたが、障害がある方は、たくさんの課題を抱えていらっしゃると思います。ニーズをとらえる機会だけではなく、障害がある方を理解する必要もあるのではないかと。私も対象者をどちらに決めようかと思った時に、漠然としたイメージはないのですが、例えば障害がある市民又はその保護者を対象とするならば、何らかの形で対応できるかと思います。あとは、優先事項としては、どちらなのかということです。

○H委員

東村山市障害者就労支援室では、最近、市民向けの公開講座を始めました。先日開催したアサーション講座は、市民の方もたくさん参加し、反響が非常に多くありました。当事者にとっても、市民にとっても関心がある内容を1つのテーマにしても良いと思います。

○市A

市民向けの制度説明会についてですが、市としては、特別支援学校の保護者等に対する学習会をここ数年で立ち上げ、直接、説明をさせていただいています。

市としての考えとしては、関係機関の職員向けにグループワークも含めた講演会の実施は、過去にはない内容かなと思います。

○会長

今までの話を総括すると、現状では、障害のある方や家族に対してお話をする機会は、ある程度、別に設けているとのことですので、そのことを含めて考えると、今年度は関係機関の職員向けを中心に実施するというところでまとめたいと思いますが、よろしいですか。

(発言する者なし)

○会長

異議なしと認めます。それでは運営会議にて、具体的な企画立案を協議していただき、次回の定例会で提案をお願いします。次に進みます。

(5) 専門部会の活動内容の報告について

○会長

協議事項の(5) 専門部会の活動内容の報告についてを、議題とします。最初に相談支援部会長から報告をお願いします。

○相談支援部会長

平成27年3月6日の第3回定例会以後の活動内容について、報告いたします。これまでに、3月19日、4月16日の計2回開催しています。

活動内容ですが、3月は事例検討の他に、4月1日から始まる生活困窮者自立支援制度について、東村山市生活福祉課や業務を受託されている「やまて企業組合」から説明を受けたところです。この制度は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給に至る前に、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援する制度です。相談を受け、相談者が抱える課題を的確に把握し、適切な支援の実施を目指しています。障害のある方の相談支援を行うにあたり、重要な関係

機関となります。

4月は事例検討の他に、今年度の活動内容について協議しました。特に他分野との連携について話し合いを既存のネットワークや、日常の活動の中で他制度との連携で困ったことや不安に思っていることを各委員から意見等を出し合ったところです。障害のある方のライフステージに応じた支援をしていく上で、介護保険との連携の必要性が挙げられました。ケアマネージャーの集まりや地域包括支援センターの会議等で、お互いを知り、顔の繋がった関係づくりを目指していきたいと集約され、今後どのような関わりが持てるか引き続き、検討をしていくこととなりました。

次に、サービス等利用計画の達成率について、前回の定例会では、平成26年12月までの達成率を報告しました。今回、資料はございませんが、障害支援課から、平成27年3月までの達成率は、障害者総合支援法では71.4%、児童福祉法では70.9%の達成率と聞いています。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。
(発言する者なし)

○会長

それでは、相談支援部会の活動内容の報告については、以上とします。次に進みます。就労支援部会の活動内容の報告について、就労支援部会長から報告をお願いします。

○就労支援部会長

平成27年3月6日の第3回定例会以後の活動内容について、報告します。これまでに、4月27日に開催しています。

4月は、1名に対するアセスメント結果に基づく意見を求められたことから、実習内容や基本情報から就労継続支援B型の通所利用が適切ではないかと確認したところです。また、今年度の活動内容の話し合いについては、市内の既存ネットワークの把握と連携の在り方の検討、市内作業所との情報交換や施設見学を行って課題を把握することが挙げられました。引き続き、今後どのような関わりが持てるか、検討をしていくこととなりました。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。
(発言する者なし)

○会長

それでは、就労支援部会の活動内容の報告については、以上とします。次に進みます。

(6) その他

○会長

協議事項の(6)その他です。先ず、広報について、事務局からお願いします。

○事務局A

前回の定例会にて、障害者自立支援協議会の広報活動についてご意見をいただいたことから、4月17日の運営会議で広報について協議をしました。広報活動については、まだ当協議会が発足してまもなく、活動内容を発信していく情報量、作成する上での諸々の体制があるため、引き続き、運営会議にて検討をしていくこととなりました。

ちなみに、現在の協議会の活動内容についての情報の公開状況ですが、定例会については、会議の開催日・使用した資料・会議録・委員氏名を市のホームページ上

で公開をしているところです。専門部会につきましては、委員氏名のみ公表し、資料等は公表していません。

○会長

続いてガイドヘルパー養成研修について、市からお願いします。

○市B

委員さんからもご意見があった、視覚障害のある方の移動を支援する同行援護、知的障害者のある方等の移動を支援する移動支援については、支援者であるガイドヘルパーさんの人材不足という状況がありますので、今年度は、東村山市第4次総合計画の実施計画事業に正式に位置づけて、ガイドヘルパーの養成研修を施行的に行う予定です。

募集は8月頃の市報で障害のある方への支援に関する啓発記事とあわせて、掲載するように調整しています。実施にあたっては、皆様のご意見やご協力をいただくこともあろうかと思いますが、よろしくお願いします。

○会長

市からの説明が終わりました。何かご質問等ありますか。

○E委員

同行援護従事者は、応用課程も実施するのですか。

○市B

同行援護につきましては、一般課程と応用課程の2種類ありますが、今回は、一般課程を予定しております。

○会長

他にご意見、ご質問等ありますか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、次に進みます。

3. 情報交換

○会長

次第の3、情報交換です。委員の皆さんから何かございますか。

○I委員

障害のある方が日中の活動場所を探す時に、就労継続支援A型やB型、就労移行支援がある中で、ご本人の気持ちと実力が合致していない場合があります。そうするとサービス等利用計画を立てていて、大丈夫なのかなと思うことがあります。ご本人様の意思に委ねて作成するのですが、結局途中で破綻したり、いろいろトラブルになったりという経験があります。障害者就労支援室では、利用者本人の実力が、就労を継続する上での能力を備えていない場合、どのように対応されていますか。

○H委員

能力の判定については、ワークサンプルを使っています。ある程度、数値化されますので、わかり易いと思います。

○D委員

社会福祉法人いずみが、今年3月に創立10周年を迎えることができました。それを記念いたしまして講演会を実施します。例年1年に1回行ってきたのですが、今回は4回に渡っておりますので、ご案内させていただきます。

○H委員

東村山市障害者就労支援室もイベントを実施します。5月23日にアサーション

講座を開催します。アサーションとは、自分の気持ち、自分の要求をどう相手に上手く伝えるかということです。

○会長

ありがとうございました。自立支援協議会の目的の一つとして、関係機関との情報共有・交換があります。毎回、最後に時間の許す限り、意見交換を皆さんにお願いしているところですが、せっかくの機会ですので、もし、情報提供したい項目等がありましたら、配布資料の準備などもありますので、事前に事務局にお伝えいただければと存じます。最後に、事務局から何かございますか。

○事務局A

次回の定例会ですが、10月を予定しております。会場等の都合もありますので、日程調整のうえ、後日連絡いたします。

○会長

それでは、以上を持ちまして、平成27年度第1回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。